

反社会的勢力対策方針

弊社は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成 19 年 6 月 19 日 犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ)、「茨城県暴力団排除条例」等の関係法等に基づき、反社会的勢力に対する基本方針を以下のように定めて、反社会的勢力との関与を断固たる態度で遮断し、これらの活動を助長するような活動は一切行わず、毅然とした態度で対峙し、排除していく姿勢を貫くことを基本とした方針を役職員一同が遵守することを宣言します。

1. 弊社は、反社会的勢力からの不当要求に対応する従業員等の安全を確保するとともに、反社会的勢力に対しては、担当部署等だけに任せずに、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応します。
2. 弊社は、反社会的勢力からの不当要求に備えるために、平素から、茨城県警察、茨城県暴力追放推進センター、茨城県弁護士会等の外部機関との緊密な連携関係を構築します。
3. 弊社は、反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
4. 弊社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、取締役弁護士が中心となり、必要に応じて、民事と掲示の両面から法的対応を行います。
5. 弊社は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供および反社会的勢力との間での裏取引は、絶対に行いません。